

副首都推進本部会議

『第22回議事録』

■日 時：令和3年1月22日(金)14:00～14:51

■場 所：大阪市役所 屋上階（P1）会議室

■出席者：吉村洋文、松井一郎、山口信彦、田中清剛、山野謙、朝川晋、高橋徹、
(名簿順) 山本剛史、本屋和宏、田中義浩、川平眞善

(本屋事務局長)

それでは、定刻となりましたので、第22回副首都推進本部会議を開催させていただきます。

本日の会議は、大阪府と大阪市による指定都市都道府県調整会議という位置づけの下、「府市一体化・広域一元化に向けた条例について」を議題といたします。

初めに、本日の会議の出席者を紹介させていただきます。

本部長の吉村大阪府知事です。

副本部長の松井大阪市長です。

その他、大阪府市の出席については、資料1の出席者名簿のとおりです。

なお、1月1日付の人事異動に伴い、本会議の設置要綱第7条に基づく本部長からの指名により、事務局長を私、本屋が、事務局次長を川平が務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、「府市一体化・広域一元化に向けた条例について」を議題とします。

まず、資料2について事務局より説明をお願いいたします。

(山下副首都推進局広域行政調整担当部長)

広域行政調整担当部長の山下です。

資料2、「府市一体化・広域一元化に向けた条例について」をご覧ください。

この資料は、昨年12月に開催した副首都推進本部会議での本部長、副本部長からのご指示を踏まえ、府市一体化・広域一元化に向けた条例について事務局の考え方をまとめたものです。

1ページをお開きください。条例を制定する背景について、前回の会議資料をまとめたものです。副首都の実現に向け、過去の二重行政に戻すことなく、さらに府市連携を強固にし、府市一体で大阪の成長、まちづくりを強力に推し進めていくため、今後の成長に関する方針の統一や一体的なまちづくりに資する条例を速やかに制定することが必要と考えています。

2ページは、条例の基本的な考え方をお示ししています。成長やまちづくりの分野を中心には、基本的な方針等について副首都推進本部会議で協議を行うこと、まちづくり関連などの事務について、地方自治法に基づく事務委託を行うことなどを定める条例と考えています。詳細につきましては、後ほど条例（案）骨子の中で説明いたします。

3ページでは、大阪の成長のための戦略や、成長の基盤となるまちづくりに係る権限を

一元化する必要性について説明しています。大阪では、大阪市域を中心に都市圏がほぼ府域全体に広がっており、大阪市域の成長戦略やまちづくりは、大阪だけでなく、関西の成長・発展を牽引する核となるものです。また、過去においては、府市それぞれが独自に成長戦略を策定し、まちづくりも別々に推進してまいりました。成長戦略の相違に加え、都市計画の分野では、拠点開発や高速道路、鉄道整備などの都市交通インフラ整備などで府市の連携が十分ではありませんでした。現在は、知事、市長のトップマネジメントにより、権限と決定が別々となっている計画策定から事業推進までの一連のまちづくりや成長戦略の策定を府市一体で実施しているところです。さらなる成長・発展に向け、将来にわたって一体的な行政運営を確保するためには、大阪の成長のための戦略や成長の基盤となるまちづくりを府市一体となって取り組み、大阪市を中心とする大都市全体、つまり大阪府域全体をさらに成長させるために、成長に関する戦略に係る事務及び都市計画権限のうち広域的で成長の重要な基盤となる事務を大阪府に一元化することを通じて府市の役割の最適化を図り、より強固な府市一体化を目指していく必要があると考えています。

4ページをご覧ください。成長戦略及び都市計画権限の現状と、これらを一元化することによる効果について記載しています。成長戦略については、かつて府市それぞれが独自の総合計画や成長戦略等を策定していたところ、現在は府市で成長戦略を一本化していますが、今後加速する人口減少やウィズコロナ・アフターコロナの先を見据え、迅速かつ柔軟に成長戦略を構築できる府市のさらなる体制強化が必要です。都市計画権限についても、かつては、市は市域内、府は市域外と別々のまちづくりを行っていました。現在は、府市協調でまちづくりを推進していますが、二度と二重行政が起こらないよう、府市で分かれている都市計画権限を一元化し、市域を核とした大都市の発展に将来にわたって府知事が責任を持つ仕組みづくりが必要と考えています。こうしたことを踏まえ、知事の権限と責任を明確化していくことによる効果をお示ししています。

広域性の確保という点では、市域を超えて都市圏が広がる中、大阪全体を視野に成長戦略やまちづくりを進めることができるようになること、一体性の確保という点では、将来にわたり一体的に市域内の都市機能の向上や都市の発展、まちづくりなどに取り組むことができるようになること、スピード感の向上という点では、大阪市域をまたぐ集客機能の強化や交通網の整備等にスピード感を持って取り組むことができるようになること、重点投資の徹底という点で、大阪の成長・発展の核となる市域内の産業集積や拠点の形成への重点投資が可能となること、こうした効果により、副首都・大阪の実現に向け、大阪の成長・発展がさらに加速していくと考えています。

5ページから9ページまでで、条例（案）の骨子をお示ししています。まず、条例の名称については、大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例としてはどうかと考えております。条例の趣旨については、大阪の成長及び発展を支えるため、将来にわたって大阪府と大阪市の一体的な行政運営を推進することに関し必要な事項を定めることとしています。基本理念として、大阪府と大阪市の一体的な行政運営により二重行政を解消するとともに、大阪の成長及び発展を図ることにより副首都・大阪を確立し、もって豊かな住民生活を実現することをうたっています。責務では、大阪府と大阪市、これは執行機関を指しますが、この条例に定める事項を誠実に履行する責務を有することとしています。

6ページは、大阪の成長・発展の基本的な方針等を協議するトップ会議となる副首都推進本部（大阪府市）会議の設置について記載しています。この会議は、府市の一体的な行政運営を推進することを目的として設置するもので、本部長は知事、副本部長は市長とし、本部長は、会議の事務を掌理し、会議を代表します。会議においては、構成員は議論を尽くして合意に努めるものとし、会議においては合意事項についての進捗状況の管理を行います。

7ページをお開きください。会議で協議すべき事項を記載しています。大阪の成長及び発展に関する大阪府及び大阪市の基本的な方針として、成長戦略、グランドデザイン・大阪、スマートシティ戦略といったものを想定しています。また、これらの基本的な方針に基づき策定する計画や方針、役割分担の在り方等についても協議事項としています。想定する例としては、産業振興、規制改革、都市魅力戦略、まちづくり、交通基盤等の事業化方針などです。

8ページをご覧ください。府市が一体的に取り組む手法について記載しており、地方自治法上の協議会、機関等の共同設置、事務委託等から最適な手法を選択していくこととしています。既存の機関等の共同設置ということで、一体的な行政運営の確保に必要な副首都推進局などの府市の内部組織、都市魅力戦略推進会議などの附属機関、大阪産業技術研究所といった地方独立行政法人、大阪信用保証協会といった法人その他の団体などを条例で明記します。また、成長戦略の策定及び大阪の成長・発展に必要な広域的な都市計画の権限について、事務の委託を実施します。具体的な都市計画権限については後ほど説明します。施行日は令和3年4月1日とし、事務委託については条例の施行後速やかに規約を作成し、府市両議会の議決を経て実施いたします。

9ページでは、先ほど説明しました既存の機関等の共同設置等の活用、事務の委託として想定する都市計画権限について記載しています。詳細は後ほど説明させていただきます。

10ページは、今後のスケジュールのイメージを記載しています。本日、条例（案）骨子について決定いただいた後、パブリックコメントを実施します。その後、2月、3月の府市両議会でご審議いただき、可決いただいた場合は、本年4月1日からの条例の施行となります。なお、先ほどもご説明しましたが、事務委託については条例施行後速やかに規約を作成し、議決を経て実施します。

11ページをお開きください。大阪府へ一元化を図る都市計画権限についてですが、大阪全体の視点から府市協調でまちづくりを進めるため、今後の都市計画の方針となる都市計画区域マスタープランや、大阪の都市機能の向上に欠かせない拠点開発、広域交通網の整備等に大きく関係する都市計画権限について、大阪府への一元化を図ることとしてはどうかと考えております。これらは、国の利害に重大な関係がある事務として、大臣同意が求められるものとおおむね合致いたします。具体的には、表でお示ししていますが、都市計画区域整備・開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープラン、区域区分、都市再生特別地区、臨港地区のうち国際戦略港湾、一般国道、自動車専用道路、高速自動車国道・阪神高速道路、都市高速鉄道、一団地の官公庁施設とその予定区域の都市計画権限について、条例に記載することを考えております。

12ページ、13ページでは、都市計画権限の一覧をお示ししています。このうち網かけをしている権限が条例において一元化の対象としているものになります。

14ページは、12月の副首都推進本部会議でもお示ししましたが、過去の二重行政の大坂についてご説明した資料となります。ご参考にご覧いただければと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

(本屋事務局長)

12月28日の副首都推進本部会議でのご指示を受けて、事務局において条例（案）の骨子を作成し、資料にまとめさせていただいたものです。今後、資料2の5ページから9ページの条例（案）の骨子について、大阪府のパブリックコメント要綱に基づきご意見を募集していきます。特にこの条例（案）の骨子についてご意見等ございましたらご示唆いただければと思います。また、資料中の内容についてご質問等ございましたら事務局から回答させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより議論の時間に移りたいと思います。まずはどなたからでも結構ですので、ご発言いただければと思います。なお、一通りご意見が出そろった後、本部長、副本部長から改めてまとめのご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(朝川大阪市副市長)

すみません、12月28日の本部会議のときに、この会議の位置づけとして指定都市都道府県調整会議よりも強固なものにしていくと。それで、本部長が議事を決定などという説明やったんですけれども、今回、資料の6ページでは、議論を尽くして合意に努める、7ページでは決定事項じゃなくて協議事項となっているんですけど、もちろんこの会議での決定事項が府市それぞれの議会の議決を拘束するものではないのは当然なんですけれども、例えば本会議の決定事項については知事、市長は実現できるように努めるものにするとか、何かそういう書こうもあったのかなと思うんですけども、恐らく総務省とかと協議されていると思うんですが、今回このような形になったことについてちょっと教えてください。

(本屋事務局長)

基本的に調整会議というのが連絡調整の会議やということで、なかなか決定というところまで書くというのがどうかというような議論がありました。議論を尽くして、そこで合意を得たものについて決定するとかいろいろ書きぶりを考えましたけれども、そういう書き方をしてもあまり意味がないかなという気もしまして、それなら構成員に合意に努めるというような義務を課すような形がいいんじゃないかなということで、そうさせてもらいました。それから、そういう義務を課す部分については、基本的に5ページのところの条例の骨子のところで責務ということで、大阪府及び大阪市はこの条例に定める事項を誠実に履行する責務を有するということで、大きな枠は書いていますので、それに加えてまた書くということもちょっと考えましたけれども、やっぱりここで書いてあるので、もうここで読もうということで今させてもらっています。

(朝川大阪市副市長)

分かりました。あと、それと、となれば8ページの事務委託のところです。今回、成長

戦略と都市計画決定権限の特定のものということなんですけれども、なぜこの2つを事務委託にするかというような説明が、議会の理解を得るために非常に重要になってくると思っています。資料全般を見ればもちろん読み解けるんですけども、このあたり、府議会、市会においてそれぞれ説明していく中で分かりやすく伝えることができるよう、そのあたりしっかりとちょっと文言の整理とかしていただきたいと思います。

その中、1点だけ確認なんですが、成長戦略については先般、新戦略を取りまとめて、今でも府の皆さん、市の職員が一体となってやっているんですけども、これ事務委託する理由をちょっと教えてください。

(本屋事務局長)

成長戦略自体が、これ基本的に成長という概念でずっと流していまして、その一番ベースとなる部分ということで、やっぱりここについては、今も府市で一緒にやっていますけれども、もうちょっと大阪府が市域の分も含めて、市から上がってくるものを見るというよりも、もうちょっとそこにいろいろな意味も加えたり考えたり一緒にしながら、大阪府がもうちょっと主体的に広域的なことも考えながらつくっていくような形にしたらどうかなという意味合いでつくらせてもらっています。ここで言っているのは、基本的に大阪の成長戦略ということで、3年ぐらい前に改定した部分をイメージしているんですけど、そこは基本的には成長という意味での広域的な役割の部分を書いていますので、そこはやっぱり基本的には大阪府で整理していくのがいいかなというふうに思います。もちろん市の意見を聞くということで、そういう場はこの副首都推進本部会議にもありますし、つくるときにも意見を聞くということやと思いますけれども、主体は大阪府というふうな形でしていったらどうかなという考え方です。

(山本大阪市副市長)

今の成長戦略のことで、7ページの6の1の①の会議で協議すべき事項の中に成長戦略ってありますよね。これ協議をするということになっていると。その次の8ページでは策定を委託するということになっていますが、この関係性はどう捉えたらいいんでしょうか。

(本屋事務局長)

どういうふうな手順でやっていくかというのはこれからきっちり府市で考えていく必要があると思いますけど、基本的にここで副首都推進本部会議にかける基本的な考え方というか方針というか、まずそういうものをつくって、本部会議で議論してもらって、ほな、こういうふうな形でいきましょうということをまず決めて、それから大阪府のほうで委託を受けた事務ということで成長戦略のことをつくってというような流れでやっていくのかなというふうに考えています。

(山口大阪府副知事)

11ページなんですけれども、一応事務委託する都市計画権限が並んでいるんですけども、これを抽出した理由というか、なぜこれなのかというところで少し説明があればお願ひしたい。

(本屋事務局長)

都市計画権限を大阪市が持たれている分で、普通の市町村がやる部分がまずあって、それから政令市の権限の部分があって、政令市の権限の中でもこれというのは、そのうちの10個ぐらいを抜き出している形になっています。基本的に成長に関係するような概観点のもので、加えて広域的な視点で考えるほうがいいというようなものについて10項目選ばせてもらったという形になっています。都市計画区域マスタープランについては今4つつくっていますけど、大阪市域の分だけ市でつくっているということで、そこはちょっと統一感を持たせるという意味合いで大阪府のほうでやったほうがいいのかなと。あと、区域区分につきましても、今、基本的に市街化調整区域ってあまりないと思うんですけども、埋立てとかでまた出てくるようなこともあるでしょうから、そこら辺のところは見たほうがいいのかなと。それから、都市再生の特別地区とか、あと国道とか鉄道の関係については、これまでの経過もありますし、やっぱりそういう拠点開発とか広域的な交通網の整備については大阪府のほうに都市計画権限を移したらどうかなということです。あと最後の一団地の官公庁の分は、副首都化を目指していますので、今後国からのいろいろな省庁移管というようなことも求めていかなあかんと思っていますので、そういう意味合いで入れているというようなことです。

(田中大阪府副知事)

それに関連してなんですが、この11ページにも書かれているように、都市計画ですね。大臣同意を必要とするものについては、国の利害に重大な関係がある事務と書いてあるんですが、結局は広域的な要素が強いものだというふうに私理解しております。そういう意味では、事務の委託を大臣同意の項目に合わせたというのは非常に合理的かなと思っています。ただ、その手続ですね。大阪府が都市計画決定をするということについて、今まで大阪市がされていたやつを単純に読みかえることになるのか、もう少し別の要素が入ってくるのか。具体的には副首都推進本部との関わりの部分というのは必ず出てくると思うんです。その辺も含めた手續面について、もう少し具体的なものが出てきたら、その都度国のほうとも確認して、将来トラブルないようにきちっとしてほしいなど。それが一つございます。

(本屋事務局長)

国とは適宜説明させていただいている。今のところ意見交換の中では、この項目を何で選んだんやとか、今後のスケジュールやとか、あと、規約をどんなふうに考えているのかという話をさせてもらっています。今後、次のこととして、やっぱりこれを委託したときにどういうふうに都市計画の手続が進んでいくのかというのを教えてくれというふうなことを言われていますので、そこでまた意見交換させていただくということになると思っています。

(高橋大阪市副市長)

関連しまして、都市計画の基本といいますのは土地利用規制等を通じて私権の制限にか

かってきますので、この法の中では都道府県あるいは指定都市、市町村ごとに都市計画決定権限というのが規定されています。今回、この事務の委託に基づいて知事の都市計画決定については、都市計画法令に照らした法的な有効性をしっかりと担保する必要があるのかなと。そのことでしっかりと国交省と協議してほしいなと思っています。少し今の質問にも関わるんですけれども、今回の事務委託について、総務省あるいは国土交通省とのもう少し協議状況とかそれぞれの見解について教えてもらえますか。

(本屋事務局長)

総務省ですけれども、総務省につきましてもこういう条例をつくりますよという話と、事務委託でこんなのを考えていますよということは随時説明申し上げているところです。事務委託につきましては、地方自治法上は対象をこれに限るとか制限するというようなものではありませんので、総務省から特段の問題を指摘されているというようなことは、今そういう状況ではありません。

それから、国交省に対しまして、ちょっとダブりますけれども、説明、相談申し上げているところです。国交省におかれましても、府市の判断で実施されているものというふうな理解を持って対応いただいているところやと思っています。やり取りの中で、先ほど申しましたような都市計画の具体的な項目とか今後のスケジュール、それから条例の後の規約をどんなことを考えているんですかみたいなことをやり取りの中で説明申し上げています。先ほど申しましたように、今後、次のこととして都市計画決定の手続がどのように進むのかというのは、国交省さんのほうも関心を持たれているということで、説明して意見交換させてもらうということになっています。

(高橋大阪市副市長)

この事務委託について、これから府市の議会で議論が行われていきますので、その際には必ず国の見解というのを求められると思いますので、そのところしっかりと、特に国土交通省のところの見解についてはすり合わせ、協議をしておいてもらいたいなと思いますので、お願いします。特に今回、事務委託に基づく知事の都市計画決定の手續ですね。ここでは、現在の政令市決定でもあるんですけども、国土交通大臣の同意の協議プロセスというのが入っています。そこで国の国交省の意見がマルやペケやとか出てきますので、しっかりと国交省との協議を進めさせていただくようにお願いします。

こういった懸念事項について私から事前に市長にもお伝えしていました、この国交省協議を進めるに当たりましては、市長から既にご指示として事務方にお伝えしていますけれども、副首都局に加えて、大阪府市の都市計画担当も入れた形でしっかりと協議を進めるようにお願いいたします。

(本屋事務局長)

分かりました。国に対しては丁寧に説明を尽くしていく必要があると思っていますので、部局入れて、今も一応部局入ってもらっていますけれども、よろしくお願いします。

(山口大阪府副知事)

そこにも関連してなんですが、事務委託することによって、都市計画法というのはある意味で私権を制限する法律ですので、適正な手続というのが大阪府に移ってもしっかりとやられなあかんということで、そこは国交省とかとよく調整してスムーズにできるようにお願いしたいということなんですけれども、とりわけ都市計画審議会、それぞれ府と市であって、今回事務委託をするということになると、我々の理解では当然、都市計画審議会、この部分については府の都市計画審議会でやるのかなというふうに理解をしているんですけども、そこはそういう理解で今国交省と調整されているということでいいですか。

(本屋事務局長)

具体的に国交省とどこまでというのはちょっとあれですけれども、基本的には事務委託で府のほうに都市計画権限は移りますので、基本的には府がやる都市計画のやつは府の都市計画審議会で議論するというのが基本的な考え方かなというふうには思っています。

(山口大阪府副知事)

ちょっと併せて実務的なあれなんですけど、当然そういう調整も要るということで、条例でまず事務委託する内容が示されてやられるということなんですけど、実際事務委託の効力が発生するのは、自治法上でいうと、規約を両議会で議決されるという必要があると思うので、そういう実務的な面で、あるいは議会の議論を尊重するという意味で先に条例に委託事項を出されているかというふうに思うんですけども、仮に議会の審議が、議会でご理解いただいて議決を得るということになると、規約をつくる時期というのはいつを考えておられるのか。できるだけ速やかにというのはいつぐらいなのかという考えがあればお願いします。

(本屋事務局長)

当然、条例ができて、やっていこうということになれば速やかに規約をつくってやるというのが当然のことやと思いますので、できるだけ、次の議会、5月と思いますので、5月議会に向けてやっていくというのが大きな目標かなというふうに思っています。

(田中大阪府副知事)

もう一つ、これは事務委託の話じゃないんですけども、2ページに今回の副首都推進本部会議での扱うマターとして右側の図面がありますね。まちづくり、インフラについて、今回の事務委託以外の案件でも当然府市連携してやっていかなあきませんし、現実に今そうしているんですけどね。そんな中で、個々のインフラですね。港でいうと大阪港湾局ができたということもあって、昨年の秋に“みなど”ビジョンを策定したんですけども、今引き続いて公園とか下水のビジョンづくりも府と市のカウンターパート同士で作業始めています。いずれ道路や河川もテーマごとにそうしていくと思うんですが、そうなったときに、重たいものから軽いものまでいろいろ出てくると思うんですが、副首都本部会議で諮る案件というのはどのレベルのものを想定しているか、どこかでまた示していただきたいんです。それに、もし必要なら、今やっているやつ、あるいは来年度早々に取りかかろうとしている案件を幾つか担当のほうでピックアップさせますから、それをにら

んで、このぐらいならこの本部会議にかけたほうがいいだろうなという一定の目安を早い時期に示していただきたい。というのは、そういう案件は多分議会でもいろいろ質疑されると思うんですけど、ビジョンとしての議会に諮る判断。それが本部会議で最終的に決めなきやいけないものなのかどうかというのは、個々の担当には多分分からぬでしょから、事務局のほうである程度の線引きを早い時期に示していただきたい。これはお願ひです。

(本屋事務局長)

分かりました。

(吉村本部長)

ちょっと最後のまとめの前に、先ほどの田中副知事のあれに関してなんですが、僕自身も、副首都推進本部会議で協議する事項について、その範囲なんですけれども、これは成長とか発展というのがメインにきていますけれども、先ほど田中副知事からも話ありましたし、それ以外でいうと例えば防潮堤の整備、こんなのは橋下さんと松井市長との間で10年間の計画を立てて、府市一体で防潮堤の整備をやってきたからこそ、今非常に危険なところがもう整備が終わっていて、10年計画が今7年目か8年目に入って、僕も引き継いでやっていると。あれなんかは安全安心に関する部分で、成長とかまちづくりに関するものではないと思うけれども、府市一体でやっていかなきやいけないことだし、それから高校なんかも、これは市立高校を府立に、これは教育の分野ですけど、やっぱり府市一体で取り組むべき事項に入っていると。教育は基本的に小中学校とかそういうところは基礎自治体で、広域は高校でとかいろいろありますけれども、そういうことを考えると、府市一体で取り組む安全とか安心とか、今コロナで例えば健康であったり、教育分野なんかも幅広に協議できるように、副首都推進本部会議で協議する事項というのをちょっと考えてもらいたいなと思うので、そこは検討よろしくお願ひします。

(本屋事務局長)

確かに7ページに会議で協議すべき事項ということで書かせてもらっているんですけども、成長とか発展に関する方針と、それに基づく計画とかということになっているので、基本的には、解釈でどこまで読めるかというのはありますけれども、成長・発展がメインになっているので、もうちょっと幅広に読めるような形にちょっと工夫させていただけたいと思います。

(山野大阪府副知事)

その点については私のほうからも今のに関連して。まさにコロナというのは今府市連携して、知事と市長の間で話し合いをしてこういうふうな形でやるということをうまく回っているんですけど、そういったことが制度上もちゃんとできるんだということですね。これ成長戦略ということですので、そういうまちづくり計画が中心になるんでしょうけど、今知事からお話しありましたように安心安全をどう守るのかというのも都市の戦略の重要な要素かと思いますので、コロナ対策は典型例ですけど、感染症対策、コロナに限らず今後

いろいろ出てきたときにどう対応するのか。保健所は保健所の役割、府は府の広域的な役割ということをきちっと連携しながらできるような、それを副首都本部会議で議論できるような仕組みにしてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

(本屋事務局長)

わかりました。そういう形でちょっと直したいと思います。

(高橋大阪市副市長)

少し先ほど山口副知事からありました都市計画権限の大坂府の都市計画審議会で扱う件なんですけれども、本当に全体の権限がいくので府の都市計画審議会で扱うのは本当にそうかと思うんですけれども、これから国との協議の流れですね。法律の協議を一つ一つ移していくということになれば、いろんな考え方があると思いますので、そこは国とも十分協議しながら柔軟に考えるところも考えてほしいなと思いますので、お願ひいたします。

(本屋事務局長)

まずは府市でどういうふうに考えているかというのを示してくれ、ということをおっしゃっていましたので、それを示して今後意見交換していくということかなと思っています。

(朝川大阪市副市長)

すみません、先ほど知事がおっしゃっておられたこととちょっと関連してくるんですけども、成長戦略についてなんんですけど、先般、大阪の再生・成長に向けた新戦略、これが成長戦略のことだと認識しているんですけども、今回、コロナ禍の影響も大きかったということで、結構、福祉サービスの充実であるとか介護とか保育サービスの向上であるとか、そういういわゆる基礎自治的なことも取組みとして掲げられているんですけども、これ事務委託ということになるので、基本は広域に関することがまず基本という理解でいいですかね。ただ、前段で協議は当然府市一体としてやっていきますので、そのときに基礎自治の取扱いなんかも一定ちょっと決めることになるかもしれないんですけど、そのあたりちょっと認識を確認しておきたいなと思います。

(本屋事務局長)

ちょっと僕も勉強不足であれなんですけど、ここで書いている成長戦略は、私のイメージとしては、先ほどもちょっと言いましたけど3年前につくった大阪の成長戦略のイメージなんです。あれはどっちかといったら基本的に広域の経済圏の話で回っていたと思うので、そういう意味では府に移すということにそんなに問題ないかなというふうに思っています。

コロナの分につきましては、ちょっと僕もあまりきっちり見れていないですけれども、確かにおっしゃるように暮らしのこととか感染症の保健所のこととかそういうことも入っているので、その辺どうするかということは確かにあります。ただ、ここで私がイメージしているのは、どっちかというと大阪の成長戦略を移すというようなイメージで、あまりコロナのことは、ここではちょっと対象には、私は思っていなかつたんですけど。

(朝川大阪市副市長)

基本的には広域分野ということですね。

(本屋事務局長)

はい。

(山口大阪府副知事)

そこに関連して、条例の規定の仕方だろうと思うんですけど、成長戦略という個別の計画の事務委託なのか、今朝川さんおっしゃったように成長に係る広域的なことなのか、計画という名前でも位置づけは大分変わると思うんですよね。そこはやっぱりちょっとしっかりと検討してもらって、誤解が生じないというか、解釈が様々にならないように。名称自体はいろいろと時とともに変わってしまうと思うので、本質的なことがちゃんと理解されるような規定がされるようにお願いしたいと思います。

(本屋事務局長)

ちょっとそういう意味では、自分がやっていた大阪の成長戦略のことが頭にあり過ぎて、ちょっと僕も思考停止的なところがあったと思うので、それ以外の分も含めてどんなことができるのかというのを考えさせていただけたらなと思います。

(吉村本部長)

そこに関係してなんんですけど、ここで事務委託の、8ページでいくと②で成長戦略の策定と、そしてその下にある都市計画権限、これはさっきも議論ありましたけど、一つ上のほうの成長戦略の策定というのが事務委託の一つの範囲に入っているんですけど、それはさっき局長が言った大阪の成長戦略、これは今まで府市でつくってきました。大阪の成長に関するものってそこだけではないので、成長の方向性に関するようなものはある程度少し広めに読めるようにしておかないといけないんじゃないかなというふうに思います。僕がさっき申し上げた、副首都本部会議で議論するのは幅広に取ってもらう必要があると思うんですけど、事務委託でする範囲について、都市計画権限のところを除いたもう一つの成長戦略の策定というところに関しては、大阪の成長戦略、あれだけではなくて、成長の方向性に関するものをちょっと広めに把握できるようなものにしてもらいたいなと思うので、ちょっとそこは検討お願いします。

(本屋事務局長)

僕も思考がちょっとあれやったと思うので、大阪の成長戦略をはじめ成長に関するとかそういうイメージで、どこまで当たるかというのは今後考えていきたいなというふうに思っています。

ほかどうでしょうか。それでは、よろしいでしょうか。

それでは、ご議論を踏まえまして、本部長、副本部長にまとめの発言をいただきたいと思います。

まず、副本部長。

(松井副本部長)

この広域一元化条例では、この条例で大阪府市が未来永劫一体になるというような、そういう強制力を持っているものではありません。あくまで条例なので。議会でも、議会の皆さんというのは取りあえず自分たちの権限を固持したいという思いもあるんでね。市議会から見ると、府議会に権限を移すのは、同じ政党でありながら気分が悪いというか、自分の権限を奪われると。そんなもんは市民にとっては何のプラスでもない。議員の自己満足でしかないわけですから。その同じ志を持っている政党の議員が府議会にもいるわけだからね。そちらでやっぱりしっかり議論すればいいんですけど、今回のこの条例というのは、あくまでも協議をしてまとめるということを努めるですから、考え方方が違う知事、市長ができたときも、これは例えばそういう施策を実施するときには反対できるわけだし、あくまでも努めるですから、意見がまとまらなかつたらそのまま並行線で、要は結果はつくれないという、そういう条例の範囲。これは非常にだから弱い。僕らからいうと弱いんです。僕らは都構想というものを目指したわけで。でも、これはもう否決されたので、よりやはり住民にとってベターな形をつくると。これは10年間、成長については880万という規模でやっぱり広域、成長のための様々な取組みを実施しましょうよと。そのためには必要なインフラ、これも大阪市域で考えるんではなくて府域で考えていきましょうよということは、これは民意としてこれまでずっと明らかにされてきたと。

今回は都構想というものが否決をされる中で、これは一部の人たちは昔の二重行政で府市の対立のほうがいいんじゃないかと、そういう人たちもいるかもしれないけど、半数以上の人々は、やっぱり大阪府と大阪市は一体で住民のために、そして成長のために汗をかくべきと。当たり前の話だと。この当たり前の話を確実に固めるということじゃないけれども、考え方の違う知事や市長が出ても、副首都推進本部というこの会議、条例で一元化するという目標が設定されれば、最低限、知事と市長は、呼びかけがあれば二人並んで会議に出なければなりません。役所の職員の皆さんも、府の職員だろうが市の職員だろうが、最低でも会議の場所には全員が顔をそろえる。そこで、完全に見える化になっていますから、住民の皆さんのが、なぜいろんな大阪の大きな事業が進むのか、進まないのか、どういう理由がそこにあるのかということが住民に完全に見える化できます。これをきちっとルールを定めることで、公選職である我々、知事や市長もそうですけれども、やっぱり公僕としての組織の中でどのような議論が行われて、どういう形でそれぞれが動いているのか。大阪市民は府民でもありますから、だからそういう意思決定をする場所をきちっとつくる。これがこの条例の僕の一番の目的であります。

この条例があるからって、未来永劫二重行政、府市の対立がなくなるというか、広域が一元化できるとは、これは行政を動かしてきている者なら誰でも分かる話で、これはやっぱりそれぞれ権限を、大阪市は政令市としての権限を持ちながら、それだけの財源も持ちながら、これからもやっぱり大きな仕事については880万規模で動かしていこうという、そういう意思表明だと僕は捉えているし、もう一つは、今吉村知事ですけど、僕も知事やっていましたけど、大阪府も大阪市内にしっかりと投資する。そして、そのためには知恵も出す。僕が議会の頃は、大阪府は大阪市内を全く意識してなかつたし、しようとしても

できなかったというのもあります。そのことで大阪府域全体、大阪市民以外の、市域外の人たちも、大阪市の中心部が府市一体で財源を投入することにぎわいというか成長できるような拠点をつくっていけば、府域全体にその富は広がっていくわけですから、ある意味大阪府をしっかりと大阪市内に関与させるという、そういう意味もやっぱりあると。今まで、これまでも、もう一つ僕が言ってきたのは、やっぱり大阪の力というのは大阪市役所の中にたくさんあります。これは吉村知事も市長を経験してきたので、港の運営なんていうのは大阪府より大阪市の部局のほうがよほど能力も高い。だから、そういう大阪市の能力を府域に広げることでさらに大阪府域全体のポテンシャルを上げていこうと。そういう形を、十分ではないですけれども、何とか条例を成立させて、名のとおり副首都と全国で認知されるようなエリアをつくっていきたいと思いますので、よろしく。

しっかりと議会で同意、大阪市議会が一番主戦場になりますけど、市議会議員を通じて市民の皆さんに理解できるようないい案、プランをつくってもらいたいと思います。

(吉村本部長)

大阪府と大阪市、今まで10年よりちょっと前の関係を見たら、本当に大阪市と大阪府はばらばら、別々にやる、二重行政をやる、それが当たり前の時代だったと思います。でも、大阪が本来持っている力を発揮するためには、やっぱり大阪府と大阪市というのは一致協力してやっていかなければいけないし、そのほうが僕は力が発揮できると思っています。やはり都市の豊さというのは大阪だけで完結しているわけじゃなくて、首都東京があり、どんどんそこも成長する、アジアの近隣諸国の都市は成長していく、その中で決まってくる中で、やはり大阪はさらに成長を目指していかなければいけないし、その力が発揮できる仕組みというのが必要だと思っています。それを実現する上で、大阪市、大阪府、それぞれ別々ばらばらに二重行政をやるんじゃなくて、やはり都心部をどう成長させていくか。それが大阪全体の成長にもつながりますから、ここは府市一体で実行できるそういった仕組みをつくっていくのが重要だと思っています。東京一極集中ですけど、二極目の副首都と言われるようなものを大阪につくっていくためにも、さらに厳しい状況の中で成長を実現させていくためにも、それが重要だと思います。

そう考えたときには、やはり特に広域の部分、まちづくりであったり成長戦略、いろんな高速鉄道や様々な分野のところについてばらばらにこれまでやってきましたが、やはり一体で力を合わせれば大阪の成長はまだまだ可能性は十分あると思っています。うめきたもそうだし、なにわ筋もそうだし、夢洲もそうだし、森之宮もそうだと思います。そういうところをできる限り一致させて成長できる仕組みをつくっていきたいと思います。ほっときや、ばらばらになると思います。これは市長も経験してよく分かりますが、市長、知事を経験してよく分かりますが、ほっときや、この組織はそれぞればらばらに動いていくということになると思うので、この条例で強力に、かすがいのようにがっつりタッグになって進めていけるその仕組みをつくっていきたいと思います。

本来、これは都構想で実現しようという面もありましたけれども、これは否決になりました。否決になりましたけど、大阪市民の投票で1ポイント差、約半分の方は大阪市を廃止して一体の組織をつくろうというふうに投票してくれた方もいらっしゃるということを考えたときには、否決ですからそれぞれの存在を前提にということになりますが、それを

前提にして考えたときに、やはり広域部分で昔のようなばらばらな時代に戻さないということが重要だと思いますので、その仕組みとしてのこの条例、できる限りの条例を実行していきたいと思います。

それから、知事になっても思うんですけど、やっぱり大阪市域、都心部に対して大阪府が責任を持つという意識が、やはり今でもまだ希薄だと僕は思っていて、都心部が成長しなくて大阪の成長はありませんので、そういう意味で大阪市域に対しても責任を持つ、そういう意味でもこの条例というのをぜひ実行していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(本屋事務局長)

どうもありがとうございました。

本日ご議論いただきました内容を踏まえまして、成長戦略のところをちょっと幅広にという話と、本部会議の議題をもう少しいろんなものできるようにというようなことを一定反映させて骨子案にして、今回決まった骨子案ということでパブリックコメントなどを経て、2月の府市両議会の条例（案）の提出に向け作業を進めさせていただきたいと思います。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。本日はご議論誠にありがとうございました。